

〈札幌市民防災センターリニューアル業務〉

公募型企画競争

提 案 説 明 書

令和3年5月

札幌市消防局

令和3年札幌市告示第2901号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 | 業務の名称

札幌市民防災センターリニューアル業務

2 | 契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者を受託者とする随意契約

(2) 告示日

令和3年5月24日（月）

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

3 | 業務の目的

本業務は、札幌市民防災センター（以下「防災センター」という。）展示室に設置している消火体験コーナー及び煙避難体験コーナーのリニューアル並びに受付の無人化を行い、下記内容を達成することを目的とする。

1 消火体験コーナー

消火器の使用方法及び火災の発見から初期消火までの一連の動作を理解し、体験して学ぶことができる。

2 煙避難体験コーナー

煙の危険性や避難の方法を理解し、煙が充満する室内からの避難を体験して学ぶことができる。

3 受付

来館者が行う手続きを無人化することによって受付を簡略化するとともに、利用方法の説明を動画等による理解しやすいものにするによって、来館者の利便性を向上させる。

4 | 業務内容

仕様書のとおり

ただし、ここに示す仕様書については、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書については、本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

5 | 予算規模

51,600 千円（税込み）を上限額とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。なお、委託費は業務完了後、令和 4 年度に一括で支払う。

6 | 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (3) 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと
- (6) 本業務について十分な職務遂行能力を有し、適切な業務執行体制をとれること
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと

7 | 参加手続きに関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない提出書類等は受理しない。(提出がなかったものとして扱う。)

(1) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

下記 16「問い合わせ先・提出先」にて配布するほか、札幌市公式ホームページ上でダウンロードすることができる。

URL <http://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/kikakukyoso/kikakukyoso-renewal.html>

ホーム > 防災・防犯・消防 > 消防・火災予防 > 組織・関連施設 > 市民防災センター >
公募型企画競争（リニューアル業務）実施のお知らせ

(2) 提出書類

ア 下表の提出書類は、(a)及び(b)は 1部、(c)から(h)を一まとめにして 15部（正本1部、副本14部）作成し、それぞれの提出期限までに下記 16「問い合わせ先・提出先」へ郵送（書留）又は持参により提出すること。

また、(c)から(h)は、電子データを電磁的記録媒体（DVD）に記録し、又は電子メールに添付して下記 16 まで送付すること。

ただし、持参による提出については、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までに行うこと。

なお、提出された書類はいずれも返却しないので注意すること。

提出書類		提出期限
(a)	参加意向申出書（様式1）	令和3年6月4日（金）
(b)	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し	
(c)	企画提案者概要（様式2）	令和3年6月25日（金）
(d)	業務従事者等一覧（様式3） 業務運営体制（様式4）	
	※業務運営体制について、組織体制、担当業務、担当人員及び業務責任者の配置等を図示すること。	
(e)	同種業務等履行実績（様式5）	
(f)	企画提案書（様式自由） ※企画提案にあたっては、本提案説明書及び仕様書の内容に沿って提案すること。 ※企画提案は1案のみとし、A3判5枚以内で作成すること。	
	(g)	
(h)	積算書（様式自由）	
	※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額が契約額となるとは限らない。	

（注1）提出期限は、それぞれの期限日の午後5時15分まで（必着）

（注2）提出期限を過ぎた場合、理由のいかんを問わず受理しない。

イ 提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とし、企画提案書以外の提出書類の体裁は、日本産業規格A4で、両面印刷（長辺とじ）とする。

ウ 書体は自由で、写真、挿絵及び図表等の使用は可とする。

エ 提出にあたっては、一式をクリップ等で留め、ステープラ（いわゆるホチキス）は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること

オ 公平に評価を行うため、副本（14部）には、企画提案をする事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載してはならない。

カ 企画提案書の作成にあたり、防災センターの見学を希望する場合は、

下記 16「問い合わせ先・提出先」まで申し出ること。
キ 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、
細心の注意を払うこと。

8 | 質問の受付及び回答

質問は次に示す提出期限までに、質問書（様式 6）により下記 16「問い合わせ先・提出先」まで郵送又は持参し、若しくは電子メールにより提出すること。

ただし、電子メールにより提出するときは、件名を「札幌市民防災センターリニューアル業務に関する質問」とし、質問書のデータを添付すること。なお、口頭（電話）による質問は一切認めない。

- (1) 提出期限 令和 3 年 6 月 11 日(金) 午後 5 時 15 分 (必着)
- (2) 令和 3 年 6 月 18 日(金)までに質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/kikakukyoso/kikakukyoso-renewal.html>

ホーム > 防災・防犯・消防 > 消防・火災予防 > 組織・関連施設 > 市民防災センター >
公募型企画競争（リニューアル業務）実施のお知らせ

9 | 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

参加資格の審査を通過した者には、審査（プレゼンテーション等）の実施日時と合わせて通知する。（通知の期日については下記 12「スケジュール」を参照）

(2) 参加資格への苦情申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由に係る苦情を申立てることができる。

(3) 参加資格の喪失

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）

において、次のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若しくは評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者
- イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者
- エ 本件企画競争の手続期間中に上記 6 に示す参加資格を有しないこととなった者
- オ 審査の公平性を害する行為を行った者
- カ その他、札幌市が不適切であると判断した場合

10 | 選定方法

本市職員及び外部の学識経験者等からなる「札幌市民防災センターリニューアル事業」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を入選者として選抜する。

(1) 審査の方法

- ア 各企画提案者がプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を行い、実施委員会のヒアリングを実施する。このとき、別表の「評価項目及び評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により評価を行い、この合計点数が一番高い 1 者を入選者として選抜する。
- イ プレゼン等の出席者は参加意向申出書（様式 1）に記載された担当者を含む最大 3 名までとする。
- ウ プレゼン等の実施時間は 30 分以内（プレゼン（提案説明）20 分、ヒアリング（質疑応答）10 分）とする。
ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。
- エ プレゼン等の実施順については、実施委員会委員長が事前に決定する。
- オ プレゼン等の際、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モ

モニターへ画像等を表示することは可とする。

ただし、事前にモニター等の動作確認を希望する場合は、プレゼン等の前日までに下記 16「問い合わせ先・提出先」へ申し出ること。

カ 企画提案者が 1 者の場合、評価基準表の評価点の合計点が実施委員会の定める最低評価基準点 420 点（最高得点の 6 割：100（点）× 7（人）× 0.6）を超えていれば入選とする。

キ 実施委員会による採点が同点の場合は、評価基準表における項目 1 から 2 の評価の合計点が最も高い者を入選とする。

ただし、評価基準表における項目 1 から 2 の評価の合計点も同点であるときは、同点の者を対象にくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。

ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。

ケ 新型コロナウイルス感染症対策の状況により審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

(2) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具体的な契約内容及び委託金額について協議したうえで、随意契約を行うものとする。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。（手続きに関しては、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）による。）

また、入選者との協議が不調に終わった場合や下記ア～ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ア 企画提案書等への虚偽の記載など、不正とみなされる行為が発覚した場合

イ 入選者が「参加資格」（上記 6）を満たさなくなった場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったことが発覚した場合

11 | 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

12 | スケジュール

企画提案の公募開始	令和3年5月24日（月）
参加意向申出書（様式1）提出期限	令和3年6月4日（金）
参加資格の審査結果通知期日	令和3年6月9日（水）
質問書（様式6）の提出期限	令和3年6月11日（金）
質問に対する回答期日	令和3年6月18日（金）
企画提案書等提出期限 ※参加資格審査通過者のみ	令和3年6月25日（金）
プレゼン及びヒアリング（審査）	令和3年7月8日（木）（予定）

13 | 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続き及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。
- (3) 企画提案者は、札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。
- (4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者がもつ著作権等のいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

- (6) 受託者は、札幌市に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (7) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (8) 受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (9) 企画案又は本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者又は受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 | 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

15 | その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式1）に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

16 | 問い合わせ先・提出先 (発注担当)

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部総務課 企画広報係 (札幌市民防災センター担当)

電話 011-215-2010 Fax 011-281-0101

電子メールアドレス somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp

17 | 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部施設管理課 施設係

電話 011-215-2030 Fax 011-271-0814